

## 工. 預証率の期末値及び期中平均値

### 預証率

(単位：百万円)

		平成28年度	平成29年度
有価証券 (A)		202,914	213,889
預金 (B)		384,371	395,538
預証率	(A/B×100)	52.79%	54.07%
	期中平均	51.84%	52.41%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

## 4. 金庫の事業の運営に関する事項

### (1) リスク管理の体制

#### リスク管理基本方針

金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化し多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫は多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、業務の健全性、適切性を確保するための態勢整備を図り、定例的にリスク管理委員会を開催する等リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

#### ① 健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の総合管理を徹底し自己資本の充実に努めております。

#### ② リスクの極小化

当金庫は、リスクの分散、コントロールを行い、リスクの極小化に努めております。

#### ③ 適切なリスク管理

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理しております。

#### ④ 安定収益の確保

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

#### 信用リスク管理

信用リスクとは、与信取引先の財務状況の悪化、又は融資実行時の審査の不適切等により貸出金等の価値が減少、或いは消滅し、当金庫が被るリスクを言います。

信用リスク管理にあたっては、貸出金の審査を適切に行い、且つ自己査定を厳正に行うと共に常に債務者の状況把握に努めなければなりません。

当金庫では、従来より貸出にあたっては一定の権限基準に基づき、営業店における貸出審査と本部審査による書面審査を総合して与信判断の正確性を期しております。

また、調査・管理を徹底して行い資産の安全性と不良債権の発生防止につとめているほか臨店指導や研修体制の充実による審査管理の強化、資産自己査定基準に基づく、貸出金自己査定の実施により、正常・問題債権の分類を通じて資産内容を正確に把握し適切な管理を行っています。

#### 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、国内外の金融市場、債券市場、株式市場、外国為替市場、その他市場の取引における発行者の信用力、金利、証券価格、為替等のリスクファクターの変動により損失を被るリスクで、金利リスク、価格変動リスク、及び為替リスク等を言います。

市場関連リスク管理にあたっては、常に発行者自体の信用力を重視し、且つ保有する資産の種別の均衡、分散化に努め、市況の変化に留意しております。

#### ① 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

#### ② 価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。

#### ③ 為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になるなどにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

流動性リスク管理にあたっては、市場流動性の状況と当金庫の短期資金の運用状況を常に正確に把握するとともに、非常時に備えて対応出来るように、支払準備資産を保有しております。

## オペレーショナルリスク管理

### ①事務リスク

事務リスクとは、役職員の不適正・不正確な事務処理、不正行為あるいは事故等により金庫が損失を被るリスクをいいます。

このリスクを回避するため各種の事務規程や事務取扱要領を制定し正確な事務処理の基準を明らかにしています。また、監査部による年1回以上の臨店監査、営業店が行う月1回の店内検査を相互に補完させ、事務ミス・事故防止に万全を期しております。

### ②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの不備欠陥・誤操作・不正使用等により金庫が損失を被るリスクをいいます。

このリスクを回避するためコンピュータ・オンライン関係事務取扱要領の事務処理基準による不正防止、また、万一のコンピュータ障害発生に備え「緊急時対応計画」(コンティンジェンシー・プラン)の策定等万全を期しております。

### ③法務リスク

法務リスクとは、法令・事務規程等に違反する、又は違反するおそれのある行為により金庫が損失を被るリスクをいいます。

法務リスク管理にあたっては、憲法・民法・商法・信用金庫法その他の法令・通達に則り、コンプライアンス体制の構築をはかり、別に定めるコンプライアンス・マニュアルにより管理しております。

### ④人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)等により金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

このリスクを回避するため規程、取扱要領等を制定し、職員等が相談・通報・情報提供等を通報窓口にご相談できる態勢を整備しております。

### ⑤有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により金庫が有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

このリスクを回避するために緊急時対応規程(BCPプラン)を制定し業務への影響を最小限に抑える態勢を整備しております。

### ⑥風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから金庫が損失を被るリスクをいいます。

このリスクを回避するため取扱要領等を制定し緊急事態の予想又は発生時に適切に対処できるよう万全を期しております。

## (2)法令遵守(コンプライアンス)の体制

コンプライアンスとは、法令をはじめ金庫内の諸規程さらには確立された社会規範にいたるまであらゆるルールを守ること、つまり「法令等遵守」のことをいいます。

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、公共性・社会性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当金庫では、従来からコンプライアンス統括室を設置し、コンプライアンス・マニュアルを定めて、管理態勢を強化し、地域協同組織金融機関として社会的使命を果たし「信用」「信頼」を大切に法令遵守について厳正に取り組んできました。

新入職員研修における当金庫職員としての行動規範教育、また各部室店での職場内研修及びOJT教育実施により、基本的に守らなければならない事項、陥りやすい法務問題などを確認して職員一人ひとりに法令遵守意識の醸成をはかっています。

また、コンプライアンス実施計画に基づき、各部室店において、コンプライアンス・マニュアルに基づいて研修を実施しております。

今年度のコンプライアンスセミナーは、外部講師を迎えて実施し、役員及び職員全員が受講しました。

### (3) 個人情報保護の体制

「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」並びに当金庫の「個人情報の保護と利用に関する規程」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を図るとともに、お客様が安心して当金庫のサービスをご利用いただけますよう、当金庫の個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を遵守し、役職員が細心の注意をもってお取扱いいたしております。

尚、当金庫の個人情報の取扱いに関するお問合せは、お取引店又は下記までご連絡ください。

掛川信用金庫 本部総務部

住所：〒436-8651 掛川市亀の甲二丁目203番地

電話：0537-24-6711

### (4) 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引又はお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

### (5) 金融ADR制度への対応

#### 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は6ページ参照)又は総務部(電話:0537-24-6711)にお申し出ください。

#### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、(一社)静岡県信用金庫協会(9時～17時、電話:054-255-5530)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、静岡県弁護士会(静岡支部/電話:054-252-0008 浜松支部/電話:053-455-3009 沼津支部/電話:055-931-1848)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。なお、各弁護士会に直接申し立てて頂くことも可能です。